

平成 21 年 7 月 31 日

## 平成 21 年度第 2 期 行政評価等計画

総務省行政評価局は、「行政評価等プログラム」を策定し、これに基づき、政策評価及び行政評価・監視を重点的かつ計画的に実施しています。

政策評価及び行政評価・監視については、1 年を第 1 期から第 3 期までの 3 期に分けて期ごとに調査に着手することとしており、今回は、平成 21 年度第 2 期（平成 21 年 8 月から）の計画について公表します。

計 画 名	主要調査対象
① 製品の安全対策に関する行政評価・監視	内閣府、国家公安委員会(警察庁)、消費者庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
② 気象行政評価・監視	内閣府、総務省、国土交通省・気象庁
③ ホームページのバリアフリー化の推進に関する調査	全府省

参考：「平成 21 年度第 2 期 行政評価等計画」<ポイント>

※ 計画に関するお問い合わせは、別添の「連絡先」又は以下の総務省HPまでお願いします。  
<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

## ① 製品の安全対策に関する行政評価・監視

### ○ 調査の背景

消費生活用製品安全法（昭和 48 年法律第 31 号）等のいわゆる製品安全 4 法（注）では、消費者が日常生活で使用する製品で、消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められるもの等について、必要な技術上の基準を定めるとともに、各法に基づく表示が付された技術基準適合製品以外の販売の禁止等の規制が設けられている。

（注）電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）を含む 4 法をいう。

平成 18 年に明らかになった瞬間湯沸かし器の不具合による一酸化炭素中毒死の事故等を踏まえ、消費生活用製品安全法が一部改正され、19 年 5 月から、製造・輸入事業者に対し、製品事故に関する情報の収集、当該情報の消費者への提供、重大製品事故の関係府省への報告等が義務付けられている。

重大製品事故の報告件数は、平成 19 年度 1,190 件から 20 年度 1,412 件に増加しており、計 2,602 件のうちリコール対象製品による事故は 332 件であった。また、製品安全対策について、関係機関における製品事故の把握や原因究明の迅速化、製品事故に関する消費者への十分な情報提供、事故製品の着実な回収などの課題が指摘されている。

このような中で、平成 21 年 5 月 29 日、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成 21 年法律第 48 号）が成立し、同年 9 月に消費者庁等が設置される予定となっており、製品の安全対策を含め、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けての取組が進められようとしている。

本行政評価・監視では、これらの状況を踏まえ、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会を実現するため、消費生活用製品による消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図る観点から、行政機関等における製品安全対策の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するものである。

### ○ 主要調査項目と調査の視点

- 1 製品事故等に関する情報収集の実施状況  
国の製品事故等の情報の収集及び当該収集に係る関係機関との連携状況を調査
- 2 製品事故等の原因究明の実施状況  
国及び製造・輸入事業者における製品事故等の原因究明の実施状況を調査
- 3 製品事故等に関する情報の消費者への提供状況  
国及び製造・輸入事業者における消費者への製品事故等の情報の提供状況を調査
- 4 事故製品の回収等危害の発生・拡大防止措置の実施状況  
製造・輸入事業者の事故製品の回収及び当該回収に対する国の対応状況を調査

### ○ 主要調査対象

- [調査対象機関] 内閣府、国家公安委員会（警察庁）、消費者庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
- [関連調査等対象機関] 都道府県、市町村、関係団体（事業者、消費者団体）等

○ 参考数字等

[平成 19 年度及び 20 年度における重大製品事故報告の受付件数]

2,602 件（うち、死亡 131 件、重傷 485 件、後遺障害 9 件、一酸化炭素中毒 33 件 等）

[N I T Eによる製品事故の原因究明の実施状況（平成 19 年度末時点）]

事故情報の受付件数（平成 17 年度～19 年度累計） : 11,529 件

うち、調査中の件数 : 4,308 件

○ 連絡先：財務、経済産業等担当評価監視官 [平野] 電話（直通） : 03-5253-5433  
FAX : 03-5253-5436

## ② 気象行政評価・監視

### ○ 調査の背景

国は、国民の生命、身体及び財産を守るため、台風・大雨や地震・火山など国民の安全・安心にかかわる気象の情報を正確かつ迅速に提供する役割を果たす必要があり、このため、i) 気象観測に関する関係機関間の連携等による観測データの活用、ii) 気象観測環境の適正化等による観測・予測精度の向上、iii) 各種警報等の提供体制の整備等が重要となっている。

一方、気象庁では、観測や情報発表に関係するミスが相次いだことから、「気象庁業務信頼性向上対策要綱」（平成 20 年 10 月 1 日気象庁業務信頼性向上対策本部決定）を策定し、全庁的に、観測・情報提供システム等の管理の強化や、人為的ミスの防止等による信頼性の向上を図るための対策に取り組んでいるところである。しかし、依然として同システム等の障害が発生するなどの状況がみられる。

また、気象情報の提供など様々なサービスを行う民間気象事業者が増加し、気象情報や予報と結び付けた商品開発など新たな事業が展開されており、民間気象事業者のニーズに対応した気象庁の情報提供の在り方等についての検証が必要となっている。

さらに、気象庁にあっては、気象観測等を行うため、全国に管区气象台、地方气象台等を設置し、観測・予報業務の機械化・自動化が進められており、業務等の効率化が求められている。

この行政評価・監視は、気象庁における気象業務の実施状況、民間気象事業者等の業務運営の状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施するものである。

### ○ 主要調査項目と調査の視点

- 1 気象庁の業務の実施状況  
気象、地震及び火山の観測・予報等の業務の実施状況等を調査
- 2 民間気象事業者等の業務運営の状況等  
民間気象事業者のニーズへの対応状況等を調査
- 3 気象庁の業務の実施体制  
地方气象台等の業務等を調査

### ○ 主要調査対象

[調査対象機関] 内閣府、総務省、国土交通省・気象庁  
[関連調査等対象機関] 都道府県、市町村、民間気象事業者、関係団体等

### ○ 参考数字等

[気象庁・アメダス観測地点 1,000 地点当たりの 1 時間降水量 50 mm 以上の発生回数]

昭和 51 年～昭和 61 年平均：160 回 → 平成 10 年～平成 20 年平均：239 回 （約 1.5 倍）

[予報業務許可事業者数]

平成 15 年度：55 事業者 → 平成 20 年度：111 事業者 （約 2 倍）

[気象予報士数]

平成 15 年度：4,793 人 → 平成 20 年度：7,077 人 （約 1.5 倍）

- 連絡先：国土交通担当評価監視官 [安原] 電話(直通) : 03-5253-5454  
FAX : 03-5253-5457

### ③ ホームページのバリアフリー化の推進に関する調査

#### ○ 調査の背景

我が国のインターネット利用者数は、平成9年末の推計1,155万人（人口普及率9.2%）から20年末には推計9,091万人（同75.3%）に増加している。また、各府省のポータルサイト（入口ホームページ）である「電子政府の総合窓口」のアクセス件数は、平成16年度の約3,200万件から20年度には約1億8,000万件と大幅に増加しており、行政機関による情報提供の手段の一つとしてホームページの果たす役割は大きくなっている。

インターネットは、高齢者・障害者等にとっても重要な情報入手の手段であるとともに、就労や社会参加にもつながっているなど、生活の上で大きな役割を果たすことが期待されている。一方、これらを利用できる人とできない人、取り分け年齢的・身体的条件による情報格差（いわゆるデジタル・ディバイド）の解消が課題となっている。このような中、ウェブコンテンツ（ホームページ上の掲載情報）の企画・設計等を行う際に高齢者・障害者等に配慮すべき指針として日本工業規格 JIS X 8341-3 が平成16年に策定され、「電子政府推進計画」（平成18年8月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。平成20年12月25日一部改定）において、各府省は、同規格を踏まえたホームページの作成等を進め、すべての人々にとって利用しやすく、分かりやすい行政情報の電子的提供に努めることとされている。また、近年、高齢者・障害者等がホームページを利用できるよう、コンピュータ画面の音声読み上げ、文字サイズの拡大、画面の配色変更などの支援技術の開発が進んできている。

しかしながら、障害者団体や研究者からは、各府省のホームページの中には、依然として、ウェブコンテンツの企画・設計等に当たって高齢者・障害者等への配慮が十分でなく、支援技術が十分に利用できないものがあるとの指摘がある。

各府省のホームページをすべての人々が利用できるようにすること（バリアフリー化）は、「質の行政改革」の観点からも重要なものとなっている。

この調査は、各府省におけるホームページのバリアフリー化の推進を図る観点から、高齢者・障害者等に配慮したホームページの作成状況、ホームページの運営体制等を調査し、関係行政の改善に資するために実施するものである。

#### ○ 主要調査項目と調査の視点

##### 1 高齢者・障害者等に配慮したホームページの作成状況

日本工業規格「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」（JIS X 8341-3）等への対応状況

##### 2 ホームページの運営体制等の整備状況

ホームページの制作体制、運営方針等の策定状況、バリアフリーに対応したホームページの作成方法に関する周知・指導状況及び研修の実施状況、利用者からのホームページに対するバリアフリーに関する意見・要望への対応状況等

#### ○ 主要調査対象

全府省

#### ○ 参考数字等

- 電子政府の総合窓口からの各府省ホームページ検索件数（総務省行政管理局の資料に基づく）  
平成16年度：約506万件、平成20年度：約893万件

- ・ 視覚障害者、聴覚・言語障害者、肢体不自由者数の推計値（厚生労働省「平成18年身体障害児・者実態調査」に基づく）  
平成13年度：約239万6,000人、平成18年度：約241万3,000人
- ・ 身体障害者におけるインターネットの利用状況（総務省「障がいのある方々のインターネット等の利用に関する調査報告書」（平成15年6月）に基づく）  
視覚障害：69.7%、聴覚障害：81.1%、肢体不自由：43.6%、

○ 連絡先：総務課地方業務室長 [田名邊(たなべ)] 電話(直通) : 03-5253-5413  
FAX : 03-5253-5418